

【生前整理】「デジタル遺品」でトラブルに遭わないために

「デジタル遺品」とは、持ち主が亡くなり、遺品となったデジタル機器内のデータや、インターネット上の登録情報などのことです。連絡先、予定表、メールの履歴、画像、SNSのアカウント、ショッピングサイトの利用履歴やクレジットカード情報など、多岐にわたります。

こうしたデジタル遺品について、遺族の方から以下のような相談が寄せられています。

事例 1

父がなくなり、生前父が契約していた通販サイトの有料会員を解約したいが、IDやパスワードが分からないため、会員ページにログインできず、手続きが何もできない。



事例 2

亡くなった夫が利用していた決済アプリの残高が10万円あることが分かった。しかし、夫のスマートフォンのロックが解除できないため、詳細が確認できない。



ひとことアドバイス

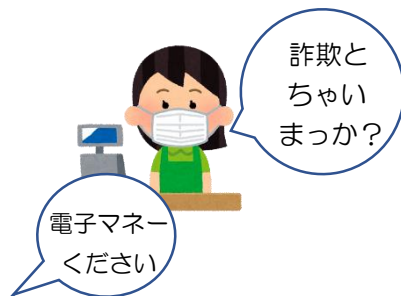


- 終活の一環として、端末のロック解除方法、退会が必要なサイトとそのIDやパスワード、ネット関連の金融資産などについてノートなどに記し、家族などに伝える手段を講じておきましょう。
- 遺族の方は、まず契約先に手続きについて確認しましょう。困ったときには、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。（消費者ホットライン188）



電子マネーを利用した特殊詐欺の被害が発生しています。具体的には、犯行グループが被害者に架空の有料サイト利用料金等の支払いを要求し、騙された被害者が、コンビニエンスストアやドラッグストアで購入した電子マネーのコードを教えることにより、犯人側が額面分の金額に相当する利用権を騙し取るものです。

電子マネーは利便性が高いものの、コードさえ把握すれば第三者でも利用できる危険性があります。電話で「コンビニエンスストアなどで電子マネーを買ってください。」などとお金のお話が出たら詐欺を疑い、最寄りの警察に相談して下さい。



若者の消費者トラブル

～美容医療は、受ける前に、よく考えて、よく確認！～

「美容医療」とは、その名のとおり美容を目的とした医療サービスのことで、けがや病気の治療とは違い、施術の手法や料金が医療機関によって大きく差があるため、トラブルが増えています。美容医療を検討するときには、よく考えて、医師の説明を十分に聞きましょう。

契約・施術前に、必ず確認を！

医療機関に行く前に

- ホームページや広告の情報をうのみにせず、情報収集をしましたか？
- 受けたい施術や医療機関の情報をきちんと確認しましたか？

医療機関で

- 施術の効果や想定される副作用・合併症について理解しましたか？
- 他の施術方法があるか確認しましたか？
- 施術にかかる総費用を確認しましたか？
- 解約条件など契約内容を理解しましたか？



契約後「しまった！」と思ってもあきらめない！

契約金額が5万円を超え、かつサービス期間が1か月を超える美容医療の契約は、「クーリング・オフ」か「中途解約」ができます。諦めずに消費生活センター等に相談しましょう。

※対象となるのは、脱毛、にきび・しみなどの除去、肌のしわやたるみの軽減、脂肪の減少、歯の漂白の5種

10月・11月の消費生活法律相談

10月 6日(木) 13:30~15:30

11月 10日(木) 13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話 : 0238-24-0999

FAX : 0238-26-6072